

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師等に関する法律
及び柔道整復師法に関する施術所等の開設届等の際の
資格確認の徹底について

- 今般、厚生労働省医政局医事課長から、標記について通知がありました。
- 今後、施術所の開設届等を提出される際は、各保健所において**本人確認**がおこなわれますのでご了承ください。
- また、開設届等を提出される際は、従来までの届出様式・添付書類のほかに、開設者・施術者の本人確認用の書類として下記のいずれかをご持参ください。

運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳等など顔写真がついているもの
顔写真がついている書類がない場合は、健康保険証

(※写しをとらせていただきます)

- やむをえず、施術者の施術師資格免許証及び本人確認用の書類が持参できない場合は、**開設者が責任をもって**原本証明をした「施術者の施術師資格免許証の写し・本人確認用の書類の写し」をご持参ください。



*** この件に関するお問い合わせ ***
茨城県保健福祉部医療対策課
TEL : 029-301-3151
FAX : 029-301-3199